

保護観察官

Probation Officer

～罪を犯した人たちの立ち直りを支え、安全・安心な社会を目指す～

法務省 保護局





更生保護 とは

関口 裕

大阪保護観察所長
(昭和55年採用)

犯罪をテーマとする多くのTVドラマでは、犯罪の発生に始まり、刑事が捜査した後に容疑者が逮捕され、検察官の起訴により裁判が行われた結果、刑務所に入るといった流れでストーリーが完結します。しかし、実際の社会では、加害者も被害者も、その後の人生に大事なストーリーがあり、ドラマが続くのです。果たして刑務所を出所した加害者はどのようにして社会復帰していくのでしょうか。彼が再び同じ過ちを犯さないために、国はどのようなことができるのでしょうか。そして、周囲の人々はどのような目で彼を見、あるいは援助していくのでしょうか。

私は若い頃、刑務所を仮釈放になった男性の保護観察を担当したことがあります。彼は天涯孤独の身の上で、少年時から非行に走り、成人になってからも刑務所を出所しては再犯をして刑務所に戻ることを数十年間繰り返

してきました。彼は人生を憂い、人との関わりを全く拒絶していたのです。その時に思ったことは、他の誰かが彼に手を差し延べることをしない限り、彼の人生が好転することは決してないということです。就労意欲もなく、公の施設に入所することすら拒否していた彼に対する処遇は困難の連続でしたが、保護司はじめ民間協力者の支援を受けながら、何とか建設関係の仕事を見つけ、寮に住むこともでき、再犯をすることなく無事に保護観察が終了し、ほっとしたことを覚えています。

過ちを犯した人の立ち直りを社会内で支援することを目的とする更生保護の世界では、彼らに対して、いかにして良い「縁」や良い「出会い」を与えるかが、更生させるための鍵と言えます。そして、その鍵となるのは、就労の支援や落ち着ける居場所の提供、良き助言・励ましなのです。処遇に携わる保護観察官には、こうした手だてを施すことが求められ、このように犯罪や非行の事実を見据えながら、罪を犯した者たちと彼らを取り巻く地域社会に対して、再犯防止に向けた根気強い働きかけを実施することが更生保護の世界なのです。

現在、政府は「世界一安全な日本」創造戦略を打ち出しています。日本が安全・安心な住みよい社会となるために、更生保護は今後ますます充実し、強化されていくでしょう。熱意と志のある多くの方々が保護観察官を目指されることを期待しています。



保護観察官 の魅力

西江 尚人

広島保護観察所
統括保護観察官
(平成5年採用)

保護観察官の魅力を敢えて3つのキーワードで表現すると、以下のとおりと考えます。

【期待】

逮捕者のうちの3割を占める再犯者が、犯罪件数全体の6割の罪を犯しているという昨今のデータが示すように、再犯者を減らすことが、国の最重要課題の一つとして掲げられています。特に、再犯率の高い、高齢又は障害を抱えているが故に自立が困難な人や薬物等依存のある人の対策は、急務となっています。刑事司法の最後の砦となる更生保護。その期待は、日に日に高まっており、それを肌でひしひしと感じています。

【やりがい】

我々が対象とするのは、様々な背景のもと、一度は罪

を犯した人たちです。

そして皆、少なからず問題を抱えています。その問題について、保護観察官は、地域のボランティアである保護司とともに、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムや就労支援、関係機関との連携等あらゆる手段を駆使しながら、一つ一つ解決していきます。その中で、一度は罪を犯した人たちが、再犯なく、自立更生していく姿を目の当たりにする時、この上ないやりがいを実感します。

【責任】

当然のことながら、全てがうまく行くとはいりません。再犯に至ってしまうことも、少なからず生じます。また、時には再犯に至る前に、それを食い止めるべく、令状や手錠で身柄を拘束し、調査を行った上で、必要に応じて刑務所・少年院等の矯正施設に戻らせる手を担うこともあります。一人の人生を左右する、とても責任を感じる瞬間です。

「再犯防止」と「自立更生」、この2つの命題を前述の3つのキーワードを絡めながら達成していく醍醐味は、保護観察官ならではの大きな魅力と言えるのではないのでしょうか。



保護観察官 とは

鈴木 美香子

東北地方更生保護委員会
事務局長(昭和56年採用)

更生保護行政の第一線で活躍するのが保護観察官です。保護観察官は、地方更生保護委員会事務局と保護観察所に配属されています。地方更生保護委員会の保護観察官は、主として刑務所や少年院に収容されている人々の仮釈放・仮退院の適否等について調査をする仕事、保護観察所の保護観察官は、主として裁判所の決定や仮釈放・仮退院により保護観察を受けることになった人々の処遇や、保護司など更生保護に協力してくれる民間の人々との連絡調整等の仕事に従事しています。

このような保護観察官の仕事には、人間というものを多面的にとらえ、理解し、柔軟に対処するための、人間科学を中心とした専門的知識を備えていることが求められますが、最も大切なものは、犯罪者や非行少年と呼ば



保護観察官 を目指した 理由

休場 久美子

九州地方更生保護委員会
保護観察官(平成18年採用)

保護観察官の仕事の内容を初めて聞いた時、私にこの仕事が務まるだろうか、護身術を習った方が良いのではないかなど、不安な気持ちになりました。保護観察官の具体的な仕事内容はイメージしづらかったので、漠然と大変な仕事だろうと想像していました。

一方で、私は人の気持ちやその活動に対する好奇心が旺盛で、誰かの役に立ちたいという強い願いがあったことから、思い切って更生保護の世界に飛び込むことにしました。

保護観察官になって初めは戸惑いばかりで、保護観察対象者の家族関係、仕事、学校のこと、被害者との関係

れる立場になってしまった人々を、健全な社会の一員としてももう一度地域社会に受け入れられるようにしたいという人間愛の気持ちです。―“冷たい頭と熱い心”―これが保護観察官に必要なものだと思っています。また、犯罪者や非行少年を社会復帰させることは彼らのためになるだけではありません。彼らが立ち直って二度と犯罪や非行をしないようになれば、新たな犯罪や非行による被害者も生まれないこととなります。このように、犯罪者や非行少年が社会に再び受け入れられるようになることは、社会全体にとっても良いことといえるのです。保護観察官は、一度は疎外された個人と社会との絆を再び結び合わせるとい、たいへん重要でやり甲斐のある仕事をしています。

もちろん、実際にはうまくいくことばかりではなく、自分の価値観や能力が試された挙げ句通用しなかったという挫折もたくさん経験することになると思います。そのようなとき、適度な気分転換や息抜きの道を作っておく一方、それらの厳しい体験が自分を磨いてくれるとポジティブに受け入れられれば、よりすばらしい保護観察官へと成長することができるでしょう。

や、薬物・ギャンブル・性等への依存、とにかく挙げればきりが無い程の問題が山積みされていると感じました。しかし、保護観察対象者と面接し、上司や先輩に相談をして、担当保護司と協議し、関係機関に協力を求めるなどして、地道に取り組んでいったところ、少しずつではありますが、保護観察官として力を付けていくことができたと思います。

現在は、地方更生保護委員会に勤務し、矯正施設に収容されている人との面接を主な仕事としています。保護観察所では、保護観察対象者の現状ばかりに目がいきがちでしたが、ここに勤務してからは、その人の生い立ちや、犯罪に至った動機、刑務所を出所してからの将来像についてとても意識するようになりました。また、犯罪被害者の方に接する機会が増え、保護観察官は再犯防止に重要な役割を担っていることについても改めて考えさせられています。

まだまだ未熟ですが、経験を積み重ねて考えや行動の幅を広げ、信頼されるに値する保護観察官になりたいと願っています。

*このパンフレットの執筆者の肩書きはすべて平成26年3月現在です。

保護観察官の業務

更生保護の組織

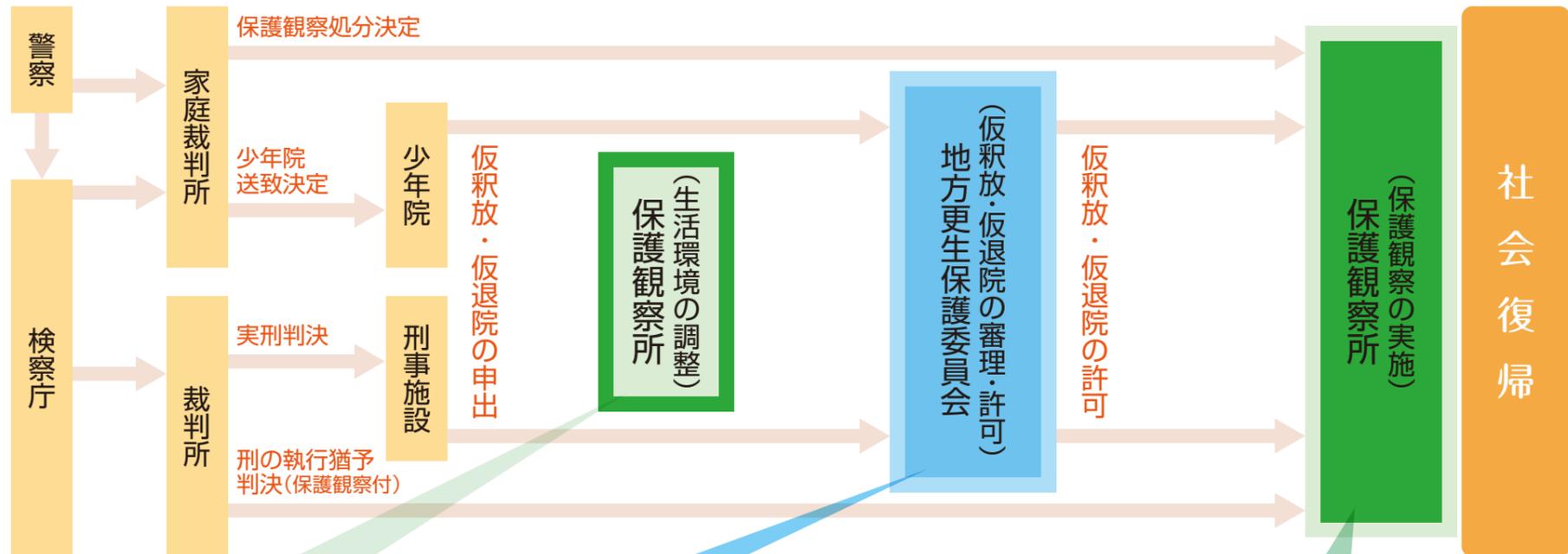
地方更生保護委員会

全国で8庁置かれています。委員や保護観察官が勤務し、刑務所や少年院に収容中の人に関する仮釈放の決定を行うほか、管内の都道府県にある保護観察所に対する事務の監督等を行っています。

保護観察所

全国の都道府県に50庁置かれています。更生保護の第一線の機関として、保護観察官が勤務し、犯罪や非行をした人の再犯・再非行の防止や、社会復帰に向けた指導・支援を行っています。

刑事司法手続の流れ



生活環境の調整

保護観察所において、刑務所や少年院に収容中の人釈放後に帰ることが見込まれる住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えます。この調整の結果は、仮釈放などの審理のための資料にもなります。

保護観察所の保護観察官は、刑務所や少年院に収容中の人と家族と面接を行うなどして、住居や就業先が確保されるよう調査や調整を行います。刑務所や少年院に出向いて、収容中の人と面接を行うこともあります。



仮釈放・仮退院に関する調査

地方更生保護委員会の保護観察官は、仮釈放などに向けた調査や調整を行っています。具体的には、刑務所や少年院に収容中の人と面接をするなどし、犯罪や非行に対する考え、それぞれの問題性、釈放後の生活計画などについて調べた上で、仮釈放などの審理のための資料を作成したり、保護観察所への情報提供を行ったりします。



保護観察の実施

保護観察所において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ、改善更生するように、保護観察所の保護観察官が、地域の保護司とともに、保護観察中の人の指導などを行っています。

面接

保護観察官の仕事の中で大きな比重を占めているのが、保護観察中の人との面接です。保護観察官は、保護観察中の人を保護観察所に呼び出したり、その自宅等を訪ねたりして、本人や家族と面接を行います。面接を実施することで、本人の生活実態を把握し、改善更生のために必要な指導や支援を行います。

面接の目的は、保護観察への導入、生活実態や交友関係の調査、家族関係の調整、生活の乱れを改めるための指導など様々ですが、心の垣根が高い相手に対し、どれだけ相手の心に近づく面接ができるか、指導の内容がどれだけ生活全般に浸透するかなど、保護観察官の力量が最も問われる場面です。

保護観察官は、面接の結果などで得られた情報をもとに、処遇の目標、指導や支援の方法等を見直し、良好措置(保護観察を終了させる措置等)や不良措置(保護観察中の人を矯正施設に収容するための措置等)をとります。



医療・福祉・教育との連携

保護観察は地域社会の中で行われるため、地域の様々な関係機関・団体との連携が必要であり、保護観察官はその連携の輪の中心となって、保護観察中の人と関係機関等をつなげていくコーディネーターとしての役割も担っています。

例えば、何らかの障害や依存症がある保護観察中の人については、地域の医療機関や社会福祉施設、自助グループ等と連絡・調整を行い、社会復帰を支援します。

高齢・貧困などの問題を抱える保護観察中の人に対しては、生活保護や年金の受給等について助言を行うとともに、福祉機関等と相談しながら、生活の維持・再建のための様々な働きかけを行います。

保護観察中の中学生・高校生については、健全な学校生活を送ることができるように、随時、学校と情報交換を行うなど連携を図っています。



保護観察官はこんなこともやっています

専門的処遇プログラム

性犯罪者や覚醒剤事犯者など特定の犯罪傾向を持つ保護観察中の人に対しては、保護観察官が、心理学等の専門的知識に基づいた専門的処遇プログラムを実施します。例えば、このプログラムの一つである性犯罪者処遇プログラムでは、プログラムを個別又は集団で複数回実施し、性犯罪に対する自己の「認知のゆがみ」(「被害者は嫌がっていた」など)を認識させるとともに、自己をコントロールする力を付けさせ、問題行動を回避するための具体的な方法などを指導しています。



林 朋子

名古屋保護観察所
保護観察官
(平成 13 年採用)

10時間以上の時間をかけて、プログラム受講者と話を重ねる中で、強姦・強制わいせつといった凶悪な性犯罪の裏に、事件当時、周りとの人間関係などにうまく行かない自分に悩み、その苦しみを一人で抱え込み、問題行動へと逃げてしまっていた彼らの姿が見えてきます。繰り返したくない、抜け出したいという強い思いを持つ彼らと一緒に、その方法を探していくことが、私たちの仕事です。人を相手にするからこそ、受講者個人やグループへの働き掛けなどには、マニュアルに表せない難しさがありますが、チームで取り組むことにより、その課題を乗り越えられることも、この仕事の魅力です。

就労支援

保護観察官は、公共職業安定所やNPO法人のほか、犯罪や非行の前歴を承知の上で保護観察中の人たちを積極的に雇用しその社会復帰を支援する「協力雇用主」と連携するなどして、保護観察中の人たちの就労支援に当たっています。保護観察中の人たちの生活基盤を安定させ、自立した社会復帰につなげていくためには、就労が極めて大きな鍵を握っています。



松原 幸祐

旭川保護観察所
保護観察官
(平成 14 年採用)

「この年齢で仕事があるのか不安です。」と話した保護観察中の人と一緒に、協力雇用主に相談したり、ハローワークとの連携を通じて企業訪問をしたりしながら、就職に結びつくよう支援しました。不採用になっても励まし、諦めないよう粘り強く就労指導を続けたところ、やっと企業から採用の連絡がありました。そのときはお互いに手を取り合って喜び合いましたし、その後、その人から「毎日頑張って働いています。」と前向きな言葉を聞いた際には、本当に良かったと実感することができました。

保護観察官の1日のスケジュール



吉本 光歩

高松保護観察所
保護観察官
(平成 22 年採用)

処遇部門の保護観察官として地区を担当し、保護観察対象者等の処遇に当たっています。また自立準備ホーム(あらかじめ保護観察所に登録した民間事業者が提供する刑務所出所者等を対象とした宿泊場所)や薬物関連施策の担当として、関係機関・団体との調整等を行っています。

8:00 登庁

メールや電話で急ぎの案件が来ていないか確認します。保護司から提出される報告書を確認し、気になる点について保護司に電話をして対応を協議します。

9:00 仮釈放者の初回面接

刑務所から釈放された対象者が家族と一緒に来庁します。面接を実施し保護観察について説明し、今後の生活の仕方について話し合います。面接後にはその結果を踏まえ、保護観察の実施計画を作成します。

10:30 保護観察処分少年の自宅を訪問

担当保護司と一緒に、保護観察を受けている少年の家を訪問します。実際に自宅を見て生活実態を把握します。また、同居している家族と少年の話を交互に聞き、少年と家族との関係改善のため調整を行います。

12:00 昼休み

庁舎の食堂で同僚と食事をしながら休憩します。

13:00 薬物事犯者のケア会議

間もなく保護観察期間が終わる対象者について保健所等の関係機関に集まってもらい、ケア会議を実施します。対象者の今後の心配事や悩みを地域の関係機関と共有することで、対象者が保護観察期間が終わった後に相談できる場所や関係作りにも努めます。

15:00 生活環境調整事件についての協議

自立準備ホームのスタッフと一緒に、少年院から仮退院する予定の少年の受入れ態勢について協議します。家族を頼れないため、生活状況や交友関係を保護観察官やスタッフが把握してきめ細かに指導する必要があることから、少年院の教官とも協力して、出院後の就労先を調整することが必要です。

17:30 退庁

残務処理後、帰宅します。ときどき、仕事後に同僚と一緒に食事に行きます。

※上記のほか、保護観察官は、犯罪予防活動や恩赦等の事務にも従事しています。

職員からのメッセージ



北條 靖
宇都宮保護観察所
企画調整課長
(昭和57年採用)

私は、保護観察官、統括保護観察官を経て現職の企画調整課長に至っています。保護観察所だけでなく、法務本省や地方更生保護委員会に勤務した経験が現在役立っています。

企画調整課の業務は、会計や庶務といった管理部門に加えて、保護司会や更生保護女性会、BBS会などの民間組織、さらには犯罪被害者支援と多岐にわたります。そのため、会計や庶務を担当する職員のほかに、民間組織への支援や犯罪被害者支援を担当する保護観察官も配属されています。また、当庁には法務省専門職員（人間科学）採用試験により採用された職員が庶務係員として配属されています。当初は、保護観察官を目指しているのに庶務係員に配属され戸惑いがあったようですが、最近では、更生保護全体を見ることができて良かったと言ってくれています。

このように、企画調整課は更生保護行政の基盤を支える重要な役割を担っており、保護観察官業務にも必ず役立つ部署だと考えています。



濱田 洋介
金沢保護観察所
保護観察官
(平成15年採用)

私は現在、更生保護施設を担当しています。更生保護施設担当の保護観察官の業務としては、大きく分けると二つあります。一つは、更生保護施設で保護している被保護者に対し処遇を行う業務です。毎月被保護者が帰所する夜間に更生保護施設を訪問し、被保護者と面接を行うなどして、更生保護施設職員と協力し、被保護者の問題点の改善を図り、一日も早く自立できるように指導を行っています。被保護者の多くが困難な問題を抱えており、就労支援や福祉支援を図ることも少なくありません。もう一つは、更生保護施設を運営する更生保護法人を指導監督する業務です。定められた基準に従って被保護者への処遇が適切に行われているか、経営・経理状況に問題がないかなど、立入検査を実施するなどして確認し、必要な指導及び助言を行っています。

また、保護観察所においては、職員相互に協力し合うことが必要不可欠です。幹部・ベテラン職員と若手職員との懸け橋になれるように心掛けています。



表 隆弘 省内人事交流中
浪速少年院
法務教官
(平成19年採用)

少年院の教育部門で、集団寮の寮担任として少年たちの生活指導等を行っています。保護観察所から少年院という別の組織に来て初めて経験することも多く、特に最初の頃は戸惑うこともありましたが、職員の方々や少年たちと一緒に新鮮な毎日を過ごしています。真摯に業務に取り組む少年院の職員の方々から刺激を受けることも多く、それが人事交流の良い点なのではないかと感じています。

保護観察所は社会内処遇、少年院は施設内処遇という違いはありますが、非行をした少年たちに対して粘り強く接していかなければならないという点は共通しています。人が変わることは簡単なことではないと実感し、どのように関わっていけばいいのかと悩むこともあります。自分に関わる中で人が変わる喜びを身近で感じられる仕事にやりがいを持って取り組んでいます。



鴻上 佳世
九州地方更生保護委員会
法務事務官
(平成25年採用)

私は現在、地方更生保護委員会事務局の更生保護管理官室に所属し、更生保護を支える民間ボランティアや更生保護施設職員の方と関わる仕事に従事しています。更生保護管理官室に配属されてから、保護観察業務は保護観察官のみで進められるものではなく、保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等多くの民間の方々への支援により機能していることを実感するとともに、関係機関との連絡調整や更生保護事業のサポートができることにやりがいを感じています。

また、対人援助においては、まずは自分の考え方や行動の傾向を知っておくことが必要だと考え、現在の職務を通して、日ごろから自分自身への気づきを意識することを心掛けています。

更生保護制度は、社会情勢の影響を受けて求められるものも変わっていくと思うので、常に勉強していく姿勢を忘れず、専門職として知識と技能の向上を目指していきたいと思っています。

37年目



菅沼 登志子
近畿地方更生保護委員会
第三部長委員
(昭和52年採用)

保護観察官になったのは1970年代。保護観察官像が加速度的に変化する中、地方更生保護委員会委員である今も保護観察官時代から変わらないことは、①「人」への関心、②アクションを求める前傾姿勢でしょうか。①については、「この」人、「この」家族がどうしてこうなったのか、百人百色の事情をわかりたい、わからなければいい指導もしい支援もできないじゃないか、という強い思いがあります。②については、指導・支援に関わる処遇プログラムや福祉支援等、この人に対して何ができるのか、更生保護が今、取りうるアクションを常に意識しています。①、②に共通して、司法、心理、福祉といったボーダーを超えた理解やアクションの引出しを持つよう求められます。更生保護は対職員数比率から見て、海外事情に関する研修や研究の機会が多く、ボーダー超えは海外に及びます。更生保護の仕事の魅力はそういったところにもあるのではないのでしょうか。

32年目



水谷 修
水戸保護観察所
(茨城就業支援センター)
統括保護観察官
(平成2年採用)

茨城就業支援センターは、農業に従事して自立を目指す人のために設置された国立の宿泊施設です。ここでは、自立に必要な農業の知識や技術を習得させるために6か月間の農業訓練を実施しています。そして、センター勤務の保護観察官は、犯罪をした人たちの改善更生を信じ、宿直業務を伴う交替勤務によって、細やかな生活指導や就業支援等の濃密な保護観察を実施しています。

その中において、統括保護観察官はセンター業務のすべてを監督する立場にあります。その範囲は、訓練中の宿泊者はもちろん職員の勤務管理から建物の維持管理まで広く及びます。これらの業務を精力的にこなすためには行動力、判断力、体力、知力が求められて大変ですが、それ以上に遣り甲斐や充実感があり、保護観察所の現場としては燦々と輝いている職場だと思います。あなたも是非、センター勤務で社会内処遇の醍醐味を味わってみませんか。

24年目

11年目

7年目



谷 幸子 育児休業中
横浜保護観察所
保護観察官
(平成15年採用)

私は現在、約1年3か月の育児休業中です。産前休暇取得前の妊娠中は、保護観察官として勤務しながらも、定期健診や体調不良のため不在にすることが多く、長期間職場を離れることへの不安もありましたが、上司や同僚のサポートに支えられ、安心して休暇に入ることができました。

長男を出産してからは、子どもとの濃密な日々の中、大変ながらもその目覚ましい成長に発見の連続で、かけがえのない時となっています。また、子育て活動を通じた地域の様々な方々との新たな出会いもあり、初めて職場を長期間離れたことで、更生保護という仕事で自分にとってどのようなものを振り返る貴重な機会になったと感じます。

職場復帰した後は、育児と仕事の両立という課題が待っていますが、保護観察所には子育て経験のある女性職員も多いため、心強く思っています。

6年目



天野 まい
岡山保護観察所
保護観察官
(平成20年採用)

私が保護観察官となって1年弱が経ちました。保護観察を受けている人は、一人一人違った問題を抱えています。貧困や病気など、福祉的支援が必要なケースも多くあります。それらにどう対応していくか、まだまだ分からないことが多く、先輩方から勉強させていただき毎日です。仕事がうまくいかず、落ち込むこともありますが、保護司や更生保護女性会の方々をはじめ、更生保護に携わるボランティアの方々の熱意にいつも励まされています。困ったことや分からないことは一人で抱え込まずにすぐに上司や先輩に相談すること、また、関係機関等と連携するため、積極的に外に出ていきネットワークの軽い保護観察官であることを心がけています。更生保護は地域の方々に支えられている仕事です。その信頼に応えるため、これからも自分を成長させていきたいと思っています。

1年目

キャリアステップ

採用後は、法務事務官として地方更生保護委員会や保護観察所で庶務や会計等の業務に従事します。保護観察官に任命後は、勤務実績等に応じて、統括保護観察官、企画調整課長等を経て、保護観察所長や地方更生保護委員会事務局長、さらには地方更生保護委員会委員・委員長などへとキャリアアップしていきます。また、法務本省や法務総合研究所、法務省の他組織（矯正施設、地方法務局、地方入国管理局、検察庁等）、他府省庁等で勤務することもあります。

保護観察官に関する Q & A

Q どうすれば保護観察官になれますか？

A 保護観察官になるためには、主に法務省専門職員（人間科学）採用試験（保護観察官区分）若しくは国家公務員採用総合職試験又は一般職試験を受験して合格し、法務省保護局又は更生保護官署（地方更生保護委員会及び保護観察所）に採用されることが必要です。採用後、一定期間は法務事務官として保護局、更生保護官署等において行政事務に従事した後、保護観察官に任命されます。

国家公務員採用総合職試験受験者の採用事務は法務省保護局総務課が、法務省専門職員（人間科学）採用試験（保護観察官区分）及び国家公務員採用一般職試験受験者の採用事務は地方更生保護委員会事務局総務課が行っています。

Q 保護観察官となるために必要な知識や技能はありますか？

A 保護観察官は、「医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する」（更生保護法第31条第2項）と規定されているとおり、高い専門性が必要とされています。しかし、何よりも、犯罪者や非行のある少年の再犯防止や改善更生、そして安全・安心な地域社会の創造に強い熱意を持つ方に、保護観察官を目指していただきたいと思います。

Q 保護観察官の研修制度はどうなっていますか？

A 保護観察官に任命された後、新任の保護観察官は、社会内処遇の専門家として必要な基礎的能力を身に付けるため、合宿形式の保護観察官中等科研修及び専修科研修に参加するほか、所属庁において第一線の保護観察官として勤務しながら、統括保護観察官等から実務指導を受けます。

また、少年院や刑事施設など他の刑事司法機関への短期派遣研修も実施しています。

お問い合わせ先

（その他の更生保護官署一覧については、[法務省ホームページ](#)をご覧ください）

北海道地方更生保護委員会	〒060-0042	北海道札幌市中央区大通西 12 丁目	011-261-9907
東北地方更生保護委員会	〒980-0812	宮城県仙台市青葉区片平 1-3-1	022-221-3536
関東地方更生保護委員会	〒330-9725	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-0181
中部地方更生保護委員会	〒460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-2944
近畿地方更生保護委員会	〒540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6260
中国地方更生保護委員会	〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-4497
四国地方更生保護委員会	〒760-0033	香川県高松市丸の内 1-1	087-822-5090
九州地方更生保護委員会	〒810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴 2-5-30	092-761-7781
九州地方更生保護委員会那覇分室	〒900-0022	沖縄県那覇市樋川 1-15-15	098-853-2947

法務省保護局総務課人事係

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

03-3580-4111（代表）

法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

保護局 Twitter https://twitter.com/MOJ_HOGO